

# 岐阜県公報

## 目次

告示

岐阜県中小企業等協同組合法施行規程

(中小企業課)

ページ

号外(一) 平成十九年八月二十四日

## 告示

岐阜県告示第五百三十号

岐阜県中小企業等協同組合法施行規程を次のように定める。

平成十九年八月二十四日

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県中小企業等協同組合法施行規程

岐阜県知事が所管する中小企業等協同組合（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条に規定する中小企業等協同組合をいう。）に係る中小企業等協同組合法施行規則（平成十九年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号。以下「規則」という。）第一百八条第一項第二号の規定による既発生未報告支払準備金については中小企業等協同組合法施行規程（平成十九年金融庁・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第一号。以下「施行規程」という。）第五条及び第六条の規定を、規則第一百九条第六項の規定による異常危険準備金の積立基準及び取崩基準については施行規程第七条から第九条までの規定を、法第五十八条の四並びに規則第二百二十三条及び第二百二十四条の規定による共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準及び当該基準に用いる額については施行規程第十条から第十三条までの規定を、規則第六十六条第二項及び第三項の規定による貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額については施行規程第十四条の規定をそれぞれ準用する。

### 附則

この規程は、平成十九年八月二十四日から施行する。

平成十九年八月二十四日印刷  
平成十九年八月二十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社